

おしらせHOTコーナー

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新

現在使用している八潮市国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、9月30日までです。

新しい保険証は、一部の方を除き9月下旬に簡易書留にて住民登録の住所にお送りします。郵便受けなどに名前の表示をするようお願いいたします。また、住民登録地以外の居所へは保険証が郵送されないことがありますので、転居などの手続きをしてください。

新しい保険証が届いたら、氏名、生年月日、住所などを必ずご確認ください。有効期限が切れた保険証は、市役所へ返却または処分をお願いします。

有効期限が変わります!

「保険証」と70歳以上75歳未満の方が使用している「高齢受給者証」を令和3年8月から一体化させる予定のため、すべての方の更新時期を10月から8月に変更します。そのため新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。

問国保年金課 ☎828

特定保健指導を利用しましょう

八潮市国民健康保険の方のうち、特定健診の結果、生活習慣病のリスクがあるとされた対象者へ、特定保健指導の通知を発送します。

専門家による指導で、生活習慣を改善するチャンスです。通知が届いた方は、ぜひご利用ください!

特定保健指導は…

- ①利用料は無料です
- ②ご自宅に指導員が伺います
(市内公共施設での実施も可能です)



問国保年金課 ☎214

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

給料の一方的な引き下げ

事例

景気が悪いという理由で給料を一方的に減額されてしまいました。時節柄、仕方がないのでしょうか。

回答

給料や勤務時間など、労働者が会社で仕事をする上での条件は、労働者と会社の合意(約束)によって決められます。会社の都合で一方的に給料を減額することは、このような約束を破る行為であって、原則として許されません。労働条件を労働者の不利益に変更するためには、労働者の合意が必要であり、会社が勝手に内容を変えることはできないのです。したがって、納得がいかなければ、減額は無効だとして従前の給料との差額を請求することが考えられます。

会社からは、給料の減額に応じる同意書にサインをするよう求められることがあります。このような同意書にサインすると、労働者の合意があったとされて、減額が認められてしまう可能性があります。したがって、納得がいかなければ、同意書へのサインは断るべきです。これに応じなかったからといって、会社が労働者を解雇するなど、労働者を不利益に扱うことは許されません。

また、たとえ同意書にサインしてしまったとしても、給料の減額のように労働者に大きな不利益が生じる場面では、労働者の同意があったと認められるためには、「労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する」ことが必要とされています。つまり、労働者が「不利益を受けても仕方がない」と納得して同意することが必要であり、その前提として、会社から十分な説明・情報提供がなければなりません。したがって、会社から十分な説明もないまま、あるいは虚偽の説明により、給料の減額への同意を迫られ、やむなく同意書にサインしてしまったとしても、そのような同意は無効だといえる可能性があります。

なお、就業規則の変更により給料が減額された場合には、その内容に合理性がある限りにおいて減額が有効となる場合があります。詳しくは専門家にご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 若生直樹(弁護士)

ふれあい福祉コーナー

避難行動要支援者の登録

市では、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に自力で避難ができず、支援を必要とする方を対象に避難行動要支援者名簿への登録を受け付けています。

この名簿は、市の関係部署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加警察署、居住する地域の民生委員・児童委員などの支援者に提供し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てます。

問社会福祉課 ☎822

要支援者とは

本人や家族の力だけで避難が難しい在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ▼健康に不安を抱えている方で、65歳以上の一人暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- ▼要介護認定3以上を受けている方で、同居家族から支援を受けられない方

身体障害者手帳を有する方のうち、障がいの等級が1〜2級の認定を受けている方

- ▼療育手帳(A)を所持する知的障がい者の方
- ▼精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方で単身世帯の方
- ▼難病の認定を受けている方
- ▼本人の力で避難することが難しい妊産婦や乳幼児、日本語の理解が十分ではない外国人の方など

要支援者情報の登録方法

八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書(社会福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、市内公共施設または市ホームページで入手)に必要事項を記入し、窓口または郵送で社会福祉課へ。

※支援に必要な個人情報(住所、電話番号)を避難支援者に提供することに同意していただきます。

登録する皆さんへのお願い

- ▼日頃から地域の方とどのような支援が必要か話し合ってください。
- ▼防災訓練などに積極的に参加し、避難経路や危険箇所、避難所などを確認してください。
- ▼日常生活で必要となる物をすぐに持ち出せるように準備してください。
- ▼町会・自治会に加入していない方は、積極的に加入してください。

図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

■一般書

「これはミステリではない」 竹本健治 著

「いちねんかん」 梶中恵 著

「オールタイムズ」 本城雅人 著

「俺の残機を投下します」 山田悠介 著

「プロジェクト・インソムニア」 結城真一郎 著

■児童書

「もののけまもる森」 藤原幸一 写真・文

「さかな博士のレアうま魚図鑑」 伊藤柚貴 著

「消えた落とし物箱」 西村友里 作 大庭賢哉 絵

「カメレオンのかきこりや」 谷口智則 作

「かぶしがいがいしやくも」 松屋真由子 作・絵

■10月の上映会の日

○八幡図書館

▼児童向け 11日(日)・18日(日) 午前11時

▼一般向け 11日(日)・25日(日) 午後2時

○八幡図書館

▼児童向け 11日(日)・25日(日) 午後2時

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■10月の休館日

八幡・八幡図書館

毎週月曜日

駅前出張所図書窓口

毎週土・日曜日

特別整理休館

八幡 11日(火)・9日(金)

八幡 13日(火)・16日(金)

八幡 ☎995-6215
八幡 ☎994-5500